



維持員証 第 0000 号

明薬 太郎



平成〇〇年〇月〇日

学校法人 明治薬科大学

公印



学校法人 明治薬科大学

明薬の経営は「維持員制度」により支えられています

卒業生のあなたも維持員になって、 母校を応援してください

学校法人明治薬科大学の経営は、他に類を見ない「維持員制度」により支えられています。全国の維持員の中から、4年毎に選挙を通じて評議員を選出し、さらに評議員から理事を選任して、その理事が学校法人の経営にあたる仕組みとなっています。

しかしながら、昭和59年には2千名を超えた維持員数も平成29年9月には900名を割るまでに減少し、さらには80歳以上の維持員が約半数を占めるなど、法人経営の将来を憂慮すべき状況となっております。

その原因は色々あると思いますが、ひとつには、若い方々にとって維持員資格取得条件（寄付金額）のハードルが高いとの意見が聞かれておりました。そこで平成29年4月より、下記のとおり、条件を大幅に緩和し、より多くの卒業生が維持員となることで、母校の発展に協力していただきたいと考えました。卒業生の皆様には、ぜひとも維持員となっていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

また、すでに維持員となられている諸先輩方におかれましては、『維持員制度』の厳しい現状に鑑み、まだ維持員になっていない卒業生への「声かけ」を心よりお願い申し上げます。



奥山 徹

学校法人明治薬科大学
理事長

《 維持員資格取得条件 》

維持員資格取得条件は、「明治薬科大学基金への寄付が10万円以上」とする。
なお、維持員資格取得後も、積極的に寄付をお願いする。

(注)平成29年3月末までは、寄付金額は「30万円以上」でした。

維持員の資格を 取得するには

- 本学卒業者、法人に3年以上勤務した教職員等が資格取得申請することができます。
 - 法人が募集している明治薬科大学基金に10万円以上を納めていただきます。
 - ご寄付いただいたことが確認された後、法人より維持員の手続きのご案内をさせていただきます。
- (注)いただいたご寄付は「学校法人への寄付」として税制上の優遇措置を受けることができます。

維持員特典

- 評議員選挙への参画を通して、大学経営に関与することができます。
- 維持員の子または孫が明薬に入学されたときに、恩田剛堂特別奨学金を受けることができます。
- 本学の薬剤師生涯学習講座の一部のコースの受講料が免除されます。

今後も維持員特典をさらに充実させていく予定です。



学校法人明治薬科大学 法人課

学校再興のために
全国巡歴される
恩田重信先生

明薬の出身者＝維持員が経営を支えています。

明治薬科大学の維持員制度とは――

明治薬科大学は明治35年に創立された学校ですが、大正12年の関東大震災により校舎が焼失し、本学は廃校の危機に瀕しました。この時、創学者・恩田重信先生は「出身者の力を糾合して、母校の再興を計る以外に手段はない」と決心され、自ら草鞋をはいて全国を巡歴し、学校再興の資金調達に奔走されました。これが本学維持員制度の原点です。

また、恩田重信先生は、「**今後の明薬は、母校愛に燃えた出身者諸君が責任の地位について経営の任に当たってこそ将来性がある**」と述べられました。

学校法人明治薬科大学経営の最大の特徴は恩田先生のこの言葉を継承した「維持員制度」にあります。本学寄附行為施行規則 第18条では、「維持員は、人格、識見ともに卓越し、物・心両面からこの法人の経営に参画し、法人の将来の発展に寄与するものとする。」と定めています。全国の維持員の中から、選挙を通じて評議員を選出し、さらにその評議員から理事を選任して、その理事が学校法人の経営にあたるのです。



History

明治薬科大学の生い立ち

明薬は「医薬分業」の草分け

明治33年、帝国議会に「医薬分業法案」が提出されましたが、「日本には医師の数に比べ薬剤師の数が少なすぎる。現状では分業を実施しようとしても成り立たないだろう」という反対演説により否決されました。この時、創学者・恩田重信先生（東京帝国大学医学部製薬学科卒）は「分業の実現には薬剤師の増員が不可欠。ならば薬剤師を養成する教育機関をつくろう」と決意され、明治35年、「東京薬学専門学校」を開校しました。これが明治薬科大学の出発点です。すなわち、明治薬科大学は「医薬分業の草分け」と言えます。

本学では附属薬局を設置し、より優れた薬剤師及び薬学研究者の養成教育の一翼を担うとともに、地域の医療・社会福祉にも貢献しています。



「Arbeit ist Gebet. = 労働は祈りである。」
恩田重信先生直筆の書



第一回卒業生

ご子息・ご息女が現在、 明薬生のご父母の方へ

～ご父母の寄付実績の取り扱いについて～

在学中にご父母からいただいた
明治薬科大学基金への寄付は
ご子息・ご息女の寄付実績とすることができます。

合計10万円以上の
寄付をいただいた場合

▶ **卒業と同時に維持員
資格取得条件を満たします**

法人では大学運営の活性化のために維持員をいっそう増やしたいと考え、在学中の学生に関して、ご父母からいただいた「明治薬科大学基金」への寄付の金額を、希望により、ご子息・ご息女の寄付実績として「見なす」制度を導入しています。

これにより、在学中（卒業式の日まで）に合計10万円以上のご寄付をいただいた場合には、当該ご子息・ご息女は卒業後すみやかに維持員資格取得条件を満たします。

なお、本制度は、ご子息・ご息女の在学中のみ有効とし、卒業後は、在学中のご父母の寄付実績を本人の寄付実績として見なすことはできません。

卒業生の方で、ご子息・ご息女が明薬の学生である場合には、ぜひとも本制度をご活用いただき、維持員増強にご協力ください。

維持員についての
お問い合わせ先



学校法人明治薬科大学 法人課
〒204-8588 東京都清瀬市野塩 2-522-1
電話 **042-495-8807**（直通）
FAX：042-495-8674 e-mail：hojin@my-pharm.ac.jp



未来の
ためは、
いま選ぼう。

